

輸入農畜水産物の安全性の確保に関する 行政評価・監視 ＜評価・監視結果に基づく勧告＞

ポイント

調査の結果、次のような実態が判明し、輸入農畜水産物の安全性の確保に関する業務の適正化に向けて、厚生労働省及び農林水産省に対して改善を勧告

- ① 輸入食品等のモニタリング検査の実施状況を調査した結果、全体の半数近くの輸入食品等の検査項目で、検査実績（全国値）が、年度当初に定められた検査予定数を下回る（平成16年度：169項目中76項目、17年度：183項目中98項目）。 P4
- ② 動物検疫所及び植物防疫所における輸入検査において、それぞれ関係法令等に則して適正に行われていないものなどがみられた。
また、検査の適正化を図るための業務監査が行われておらず、不適正な検査方法等の改善を図る機会が十分に確保されていない。 P2、3

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

○ 調査の背景と勧告事項（概要）

背景

- 我が国では、**食料自給率が39%（平成18年度供給熱量総合食料自給率）**にとどまり、食料の多くを輸入農畜水産物（農畜水産物を原材料とする食品を含む。）に依存
- 輸入農畜水産物の水際での安全性の確保に関する施策として、畜産物に関しては動物検疫制度、植物に関しては植物防疫制度、水産動物（生きているものに限る。）に関しては水産動物検疫制度があり、農林水産省がそれぞれ対象となる輸入農畜水産物の検査を実施。また、食品として輸入される農畜水産物に関しては厚生労働省が食品衛生検査を実施
- 近年、輸入農畜水産物における基準値を超えた農薬や化学物質等の残留の発見に加え、国内外でのBSE（牛海綿状脳症）やコイヘルペスウイルス病、高病原性鳥インフルエンザの発生等が相次いだことにより、輸入食品の安全性に対し国民の高い関心



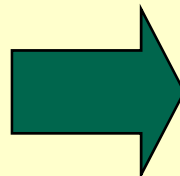
調査の内容等

- 本行政評価・監視は、輸入農畜水産物の安全性の確保を図る観点から、輸入農畜水産物の検査の実施状況等を調査
- 調査対象
行政評価・監視対象機関
厚生労働省、農林水産省
関係調査等対象機関
都道府県(19)、市町村(20)、関係団体等

※ 平成19年12月から20年1月にかけて発生した輸入冷凍加工食品に起因する食中毒事件を受け、輸入加工食品の安全確保策として、関係府省において、輸入食品の検査体制の充実等の措置を順次実施しており、当面、その実施状況を注視

主な勧告事項

- 1 輸入農畜水産物の安全性の確保に関する業務の適正化
 - (1) 畜産物の輸入検査の適正化
 - (2) 植物の輸入検査の適正化
 - (3) 輸入食品等検査の適正化
 - (4) 検査の公正性及び中立性の確保
- 2 輸入検査に係る業務実施体制の見直し



左記の観点から具体的な改善策を勧告

- 勧告日：平成20年5月23日
- 勧告先：厚生労働省
農林水産省

1 輸入農畜水産物の安全性の確保に関する業務の適正化

(1) 畜産物の輸入検査の適正化

制度・仕組み

《農林水産省動物検疫所: 全国30か所に配置》

- 畜産物の輸入検査は、家畜防疫官が、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第161号)により、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第45条により指定する動物等又は骨肉卵皮毛類等(指定検疫物)を対象に、家畜の伝染性疾患の病原体をひろげるおそれの有無について検査するもの
- 「畜産物の輸入検査要領」(平成18年7月27日付け18動検第537号動物検疫所長通知。以下「輸入検査要領」という。)により、次の手順で検査
 - ① 書類検査
輸入者から提出された輸入検査申請書その他の書類の確認
 - ② 現物検査(①の書類検査に合格したもの)
 - i) 輸入検査申請書等の記載内容と現物の外装表示等との照合
 - ii) 1申請当たり輸入検査申請量のおおむね0.5%に相当する割合の量を無作為に抽出して、その梱包の状態、異物の混入等について検査
 - ③ 精密検査(必要に応じて実施)
材料を採取して行う微生物学的、理化学的又は病理学的検査

調査結果

動物検疫所(25か所)における輸入検査の実施状況を調査した結果、

- **輸入検査が、輸入検査要領に則して適正に行われていない例あり**
 - ・ 現物検査において、検体の抽出量が不足(抽出の方法に問題あり)(2か所)
 - ・ 総申請件数のおおむね60%に対して行うこととされている肉、臓器及び脂肪の抜き打ち検査(注1)の実施割合が50%未満(平成15年:3か所が所管する3指定港、16年:4か所が所管する4指定港、17年:1か所が所管する1指定港(注2))
- **調査した動物検疫所のすべてにおいて、現物検査のために抽出した検体の抽出数量の記録なし**
- **書類検査の内容及び結果に対する確認・点検が不十分**
25か所のうち19か所を対象に書類検査の適切性の確認・点検の実施状況を調査した結果、15か所では、確認・点検のために、書類検査と現物検査を異なる家畜防疫官に担当させることとしているが、その実施割合が、検査申請を受けた案件の50%未満(6か所)
- **輸入検査の実施方法・内容を検証する仕組みなし**
輸入検査要領等が動物検疫所で適正に運用されているかどうかを検証するための計画的な監査を実施する仕組みがない。

(注1) 特定の悪性伝染病が発生していない地域から直接又は当該伝染病の発生地域を経由しないで輸入されるもののうち、肉、臓器及び脂肪については、総申請件数のおおむね60%を抽出し、現物検査を行うこととしている(このような現物検査を「抜き打ち検査」という。)
(注2) 指定検疫物は家畜伝染病予防法施行規則で指定する海港又は飛行場(指定港)以外の場所での輸入してはならないとされており、所管の動物検疫所が指定港で検査を実施

報告書
P4~5、
16~23

報告書
P4~5

報告書
P5~6、
24~25

報告書
P6

勧告要旨

- ① 動物検疫所に対し、畜産物の輸入検査を輸入検査要領に則して適正に行うよう指導すること。
- ② 抽出数量を記録することを明確化し徹底すること。
- ③ 動物検疫所に対し、書類検査の内容及び結果に対する確認・点検の実施を徹底すること。
- ④ 動物検疫所における輸入検査の実施方法や内容の適否を検証するための監査の仕組みを設け、計画的に実施すること。
(農林水産省)

(2) 植物の輸入検査の適正化

制度・仕組み

《農林水産省植物防疫所: 全国77か所に配置》

- 植物の輸入検査は、植物防疫官が、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第8条第1項により、輸入禁止品に該当しないか、検疫有害動植物が付着していないかについて検査するもの
- 「輸入植物検疫規程」（昭和25年農林省告示第206号）等により、次の手順で検査
 - ① **輸入検査**
 - i) 輸入者から提出された輸入検査申請書及びその他の書類の確認
 - ii) 植物の種類、検査荷口の大きさごとに輸入植物検疫規程が定めた検査数量を検査
 - ② **消毒又は廃棄**
 - ①の結果、検疫有害動植物が発見されると、植物防疫官は、**植物防疫官立会いの下での消毒（くん蒸、選別、除去等）又は廃棄（焼却、埋没等）を命令**

調査結果

植物防疫所（33か所）における輸入検査の実施状況について調査した結果、

- **輸入検査が法令、通達に則して適正に行われていない例あり**
輸入植物の廃棄に際し植物防疫官が3日間の廃棄期間のうち2日目の立会いを省略しているものなど（2か所）
- **21か所では検査のために抽出した検体の数量の記録なし**
3か所はすべての植物について記録。9か所は一部の品目に限り記録
- **検査の内容及び結果に対する確認・点検が不十分**
33か所のうち31か所を対象に確認・点検の実施状況を調査した結果、検査の終了後に、検査を担当した植物防疫官とは別の植物防疫官が、検査の内容及び結果に対する点検・確認を行っているのは11か所のみ
- **輸入検査の実施方法・内容を検証する仕組みなし**
輸入植物検疫規程等が植物防疫所で適正に運用されているかどうかを検証するための計画的な監査を実施する仕組みがない。

報告書
P29～30、
39

報告書
P30～31、
40

報告書
P31、
41～42

報告書
P31～32

勧告要旨

- ① 植物防疫所に対し、植物の輸入検査を法令、通達に則して適正に行うよう指導すること。
- ② 抽出数量を記録することを明確化し徹底すること。
- ③ 植物防疫所に対し、書類検査の内容及び結果に対する確認・点検を実施するよう指導すること。
- ④ 植物防疫所における輸入検査の方法や内容の適否を検証するための監査の仕組みを設け、計画的に実施すること。

（農林水産省）

(3) 輸入食品等検査の適正化

○ モニタリング検査

制度・仕組み

《厚生労働省検疫所(輸入食品届出窓口を有するもの):全国28か所に配置(輸入食品届出窓口数:31)》

- モニタリング検査は、食品衛生法違反の蓋然性^{がい}を把握するため、幅広い輸入食品等を対象に検査するもの
- 厚生労働省は、毎年度「モニタリング計画」を策定。輸入食品等の各品目に係る検査項目(以下「個別検査項目」という。)別に検査予定数(全国総数)を設定、前年度輸入実績等を基に検疫所に割り当て
- 「統計学的に一定の信頼度で違反品を検出する」ためには、個別検査項目ごとに設定された検査予定数以上の検査を実施することが必要

調査結果

検疫所(24検疫所の26輸入食品届出窓口)における輸入食品等の検査の実施状況を調査した結果、

- モニタリング計画に則した検査が的確に実施されていない例あり
 - ・ 平成16年度及び17年度のモニタリング検査実績(全国総計)をみると、検査予定数が設定された個別検査項目のうち半数近く(16年度:169項目中76項目、17年度:183項目中98項目)で検査実施数が検査予定数を下回り、その中には、検査予定数に対する検査実施数の割合が2年連続で50%未満のものや検査実施数が皆無のものもあり
 - ・ モニタリング計画の検疫所ごとの達成状況に差
- 厚生労働省はこのような状況を的確に把握しておらず、原因分析及び改善方策の検討等が不十分

報告書
P46~49、
64~87

報告書
P49~51

勧告要旨

モニタリング計画に則した検査が十分に行われていない個別検査項目については、その原因分析及び改善方策の検討を行い、次年度以降の計画策定及び検疫所に対する指導等に反映することにより、検査の信頼性の確保に努めること。

また、同計画に則した検査が十分に行われていない検疫所については、個別の原因分析及び対応策の検討等の結果を踏まえ、検疫所に対し検査を適正に実施するよう、より効果的かつ継続的な指導を行うこと。

(厚生労働省)

(4) 検査の公正性及び中立性の確保

ア 検体抽出又は収去

制度・仕組み

- 輸入畜産物の検査に際しては、家畜防疫官が無作為に検体の抽出を行うこととされている（輸入検査要領）



調査結果

動物検疫所(24か所)を調査した結果、22か所では、家畜防疫官による検体の抽出が行われておらず、家畜防疫官が検査場所へ到着する前に輸入業者等が抽出を行うことが常態化

報告書
P91～92、
94～95

勧告要旨

輸入畜産物の検査における検体の抽出に際しては、家畜防疫官が自ら抽出を行うことを徹底させること。

(農林水産省)

イ 検査場所までの移動方法

制度・仕組み

- 輸入畜産物の検査及び輸入植物の検査は、家畜防疫官及び植物防疫官が、動物検疫所又は植物防疫所から検査場所である倉庫やコンテナヤード等まで移動して検査を実施
- 家畜防疫官及び植物防疫官の検査場所への移動に当たっては、公共交通機関又は官用車の利用が原則



調査結果

30事業者を調査した結果、14事業者は輸入畜産物の検査又は輸入植物の検査の実施に当たり、常に家畜防疫官又は植物防疫官を検査場所まで社用車で送迎している。その中には、鉄道・路線バスによる移動が可能と思われるものあり。また、事業者の中には、送迎に負担感があるとしている者あり

報告書
P92～93、
96～98

勧告要旨

輸入畜産物の検査及び輸入植物の検査における検査場所への移動について、公共交通機関又は自らが確保した移動手段の利用を徹底させること。

(農林水産省)

2 輸入検査に係る業務実施体制の見直し

制度・仕組み

- 植物防疫所は農林水産省設置法第7条に基づき設置される農林水産省の施設等機関であり、植物防疫官を配置(平成18年度末現在、5本所(那覇植物防疫事務所を含む。)、15支所、53出張所、3分室及び1駐在)
- 農林水産省は、出張所及び要員の配置及び合理化・適正化を図るため、
 - ・ 出張所全体の検査件数が少ないなど一定の基準に該当する場合には、当該出張所を近隣の植物防疫所に統廃合
 - ・ 統廃合の基準に該当しない出張所についても、植物防疫官1人当たりの検査件数が少ないなど一定の基準に該当する場合には、植物防疫官の配置を業務量に見合ったものとなるように見直し

調査結果

- **出張所の統廃合又は植物防疫官の配置の見直しが適当と考えられるものあり**
 - ・ 統廃合が適当と考えられるもの(3出張所)
 - ・ 植物防疫官の配置の見直しが適当と考えられるもの(2出張所)

報告書
P99~109

勧告要旨

- ① 統廃合基準に該当する出張所について統廃合を適切に行うこと。
- ② 植物防疫官の配置の見直し基準に該当する出張所について要員配置を見直すこと。

(農林水産省)

[本件連絡先]

総務省行政評価局 農林水産、環境担当評価監視官室

評価監視官：吉武久（内線：9083）

調査官：田部昭雄（内線：9088）

上席評価監視調査官：安田浩也（内線：2436）

電話（直通）03-5253-5437～5439

（代表）03-5253-5111

（FAX）03-5353-5443

e-mail:kans2027@soumu.go.jp